

社会福祉法人 櫻灯会 介護福祉士養成実務者研修通信課程 学則

第1条 (事業者の名称・所在地)

本研修は次の事業者が実施する。

社会福祉法人 櫻灯会

東京都西多摩郡日の出町大字大久野231-1

第2条 (目的)

当法人が平成8年4月1日に日の出事業所を設立して以来、「人と社会に心安まる灯（あかり）をともす」という法人理念の下、「点から面」への事業展開を図り、多くのご利用者とその御家族、及び地域のニーズに対応すべく努力してまいりました。

今後も「人と社会に心安まる灯をともす」という法人理念に則り、様々な社会福祉施策を通して「点から面へ。そして立体へ」と社会の多様なニーズに応えていかなければなりません。

この度は当法人の事業展開の1つである教育・研究事業の一環として、これまでの社会福祉施策で得られた知識と技術を地域社会に還元する為に、実務者研修講座を実施致します。

第3条 (実施課程及び形式)

前条の目的を達成する為に、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護福祉士養成実務者研修

- (1) 研修は通信形式を主体として一部面接授業を含むものとする。
- (2) 受講期間は原則として開講日から修了日までを6ヶ月間とする。
- (3) 応募者が5名以下の場合、開講を中止することがある。

第4条 (研修事業の名称)

研修の名称は、次のとおりとする。

社会福祉法人 櫻灯会 介護福祉士養成実務者研修通信課程

第5条 (年度事業計画)

研修事業は、次の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	修業年月	定員	学級数	総定員
第1回	4月1日～9月30日	6か月	15名	2	30名
第2回	10月1日～3月31日	6か月	15名	2	30名
	合計				60名

第6条 (入所時期)

入所時期は、各養成課程の開講日とする。

第7条 (休業日)

休業日は次の通りとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 年末年始 12月29日～1月3日

第8条（受講対象者）

- (1) 東京都近郊在住しているもので面接授業に出席可能な者
- (2) 介護福祉士の資格取得を目指している者

第9条（受講者の選抜方法）

- (1) 年齢・学歴・性別・国籍は問わない
- (2) 受講希望者が定員を上回る場合は、受講申込書の先着順とする

第10条（募集手続き）

募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 当法人指定の申込用紙に必要事項を記入。資格保有者は資格証のコピーを添付し、期日までに申込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (2) 当法人は審査の上、受講者を決定し受講決定通知書を受講者あて通知する。
- (3) 受講決定通知書を受取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当法人は受講料の納入を確認の後、教材は開講式にて研修生にお渡しする。

第11条（研修参加費用）

研修参加費用は次のとおりとする。（受講料・テキスト代・税込み）

保有資格	受講料
無資格/ホームヘルパー3級	140,000円
介護職員初任者研修	90,000円
ホームヘルパー2級	90,000円
ホームヘルパー1級	70,000円
介護職員基礎研修	40,000円

- ・振込み手数料は受講生負担とする。

第12条（使用教材）

研修に使用する教材は次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
介護福祉士養成実務者研修テキスト	長寿開発センター

第13条（研修カリキュラム）

- (1) 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表1「カリキュラム」の通りとする。
- (2) 科目の免除は別表2の免除科目一覧の通りとする。

第14条（研修会場）

前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、次のとおりとする。

東京都西多摩郡日の出町大字大久野231-1 会議室

東京都杉並区荻窪3-7-30 多目的ホール

第15条（教職員組織）

研修を実施するにあたり、次の教職員を配置する。

- (1) 養成施設長
- (2) 教務に関する主任者
- (3) 介護過程Ⅲ担当教員
- (4) 医療的ケア担当教員
- (5) 専任教員
- (6) その他の教員
- (7) 事務職員

第16条（履修方法）

(1) 通信学習

- ・受講者はカリキュラムに定めた課題提出期限までに課題を提出する。
- ・受講者は課題の進捗を確認しながら、計画的に課題に取り組む。
- ・課題の添削は、別表3「担当講師一覧」の講師が採点する。
- ・学習中に生じた質問内容は郵送またはFAXにより受け付け、担当講師に紹介または個別に補講を実施する。

質問受け付け先：社会福祉法人櫻灯会 東京都西多摩郡日の出町大字大久野231-1

FAX 番号：042-597-1949

(2) 面接授業

- ・面接授業は、指定された日に当法人研修会場にて行う。
- ・面接授業に出席する為には、当法人が定める科目を定めた期日までに修了していることを条件とする。
- ・面接授業を安全に行う為、妊娠中の者、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。
- ・理解状況に応じて、補講を実施する場合がある。

第17条（修了の認定）

修了の認定は、全てのカリキュラムを履修し、科目ごとに総合的に評価し判断する。

認定基準は、次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を評価基準に満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、再評価を行う。

認定基準（100点を満点とする）

A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満

- ・「介護過程Ⅲ」は出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数が3分の2以上である

こととする。

- ・「医療的ケア（演習）」は、実技演習項目を規程回数行い、講師が基準に満たしていると判断することを要する。

第18条（研修欠席者の扱い）

理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

第19条（補講の取扱い）

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

研修理解状況に応じて補講を実施する場合がある。

補講代：3,000円（1回あたり）振込み手数料は受講生負担とする。

第20条（休学及び退学）

- （1）退学しようとする者は、退学願いを提出し、本施設の許可を得るものとする。
- （2）受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願いを提出し、本施設の許可を得るものとする。
- （3）前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願いを提出し、本施設の許可を得るものとする。
- （4）休学の期間は最長1年までとする。1年を超える場合は退学しなくてはならない。

第21条（在籍期限）

在籍期限は1年を越えることができない。

第22条（賞罰）

次に該当する者は、受講を取消することができる。

- （1）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- （2）研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- （3）事務局の指示に従わない者
- （4）その他、事業者が不適当とみなした者

第23条（修了証明書の交付）

第16条により修了を認定された者には、当法人において修了証明を交付する。

第24条（修了者管理の方法）

修了者管理については、次により行う。

- （1）修了者を修了者台帳に記載し、永久保存する。
- （2）修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

再発行申請：社会福祉法人櫻灯会 東京都西多摩郡日の出町大字大久野 231-1

電話番号：042-597-1941

※再発行手数料は 820 円とする。

第 25 条（その他留意事項）

研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- （1）研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：日の出紫苑 総務課 受講生担当窓口 電話 042-597-1941

- （2）事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- （3）受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- （4）開講初日、以下の公的証明書の提出等により、本人確認を行う。本人確認が出来ない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

①住民票

②健康保険証

③運転免許証 等

第 26 条（施行細則）

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

（附則）

この学則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) カリキュラム

指定規則に定める科目及び時間数	本施設時間数	履修方法
人間の尊厳と自立 (5)	5	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ (5)	5	同上
社会の理解Ⅱ (30)	30	同上
介護の基本Ⅰ (10)	10	同上
介護の基本Ⅱ (20)	20	同上
コミュニケーション技術 (20)	20	同上
生活支援技術Ⅰ (20)	20	同上
生活支援技術Ⅱ (30)	30	同上
介護過程Ⅰ (20)	20	同上
介護過程Ⅱ (25)	25	同上
介護過程Ⅲ (45)	45	面接授業にて履修する。
こころとからだのしくみⅠ (20)	20	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。
こころとからだのしくみⅡ (60)	60	同上
発達と老化の理解Ⅰ (10)	10	同上
発達と老化の理解Ⅱ (20)	20	同上
認知症の理解Ⅰ (10)	10	同上
認知症の理解Ⅱ (20)	20	同上
障害の理解Ⅰ (10)	10	同上
障害の理解Ⅱ (20)	20	同上
医療的ケア (50)	50	同上
喀痰吸引及び経管栄養演習	16	面接授業にて履修する。
合計	466	

(別表2) 免除科目一覧

科目	時間数	介護職員初 任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他全 国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30		免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	20		免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅱ	25		免除			免除	
介護過程Ⅲ	45					免除	
こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみⅡ	60		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20		免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		免除			免除	
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20		免除			免除	
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 必要回数						喀痰吸引 等研修
合計	450	320	95	320	420	50	

(別表3) 担当講師一覧

科目	担当講師
人間の尊厳と自立	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
社会の理解 I	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
社会の理解 II	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
介護の基本 I	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
介護の基本 II	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
コミュニケーション技術	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
生活支援技術 I	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
生活支援技術 II	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳

介護過程 I	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
介護過程 II	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
介護過程 III	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
こころとからだのしくみ I	天田 扶美奈 佐藤 純子
こころとからだのしくみ II	天田 扶美奈 佐藤 純子
発達と老化の理解 I	天田 扶美奈 佐藤 純子
発達と老化の理解 II	天田 扶美奈 佐藤 純子
認知症の理解 I	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
認知症の理解 II	天田 扶美奈 佐藤 純子
障害の理解 I	市川 好行 寺島 貴秋 細谷 真由美 鳥海 純一 板垣 瞳
障害の理解 II	天田 扶美奈 佐藤 純子
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	天田 扶美奈 佐藤 純子

添付資料6

○入所者選抜の概要（学生等の受入の方針、受入方策等）

入所者募集の方法	介護関係施設・事業所、社会福祉協議会等に対する募集チラシの配布 ホームページ掲載による周知
入所者の受入方針	入所志願者については、可能な限り入所を認めることとする。 ただし、先着順とする。